

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】令和1年9月19日(2019.9.19)

【公開番号】特開2018-89073(P2018-89073A)  
 【公開日】平成30年6月14日(2018.6.14)  
 【年通号数】公開・登録公報2018-022  
 【出願番号】特願2016-234379(P2016-234379)  
 【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 0 6 D

A 6 3 F 7/02 3 1 2 A

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月6日(2019.8.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

上記の目的を達成するために、本発明の遊技機は、遊技領域が形成された遊技盤と、前記遊技盤が設けられた本体枠と、前記遊技領域に向けて遊技球を発射する発射装置と、前記発射装置にて発射された遊技球を前記遊技領域の上部側に誘導するように前記遊技盤の盤面に立設され、所定空間を介して対向する外レールと内レールからなる発射案内通路と、前記遊技領域を視認可能な透明板が保持された前面扉とを備え、前記本体枠の前面に前記前面扉が開閉可能に取り付けられることにより、前記発射案内通路と前記透明板の背面を対向させる閉鎖状態となし、かつ、当該閉鎖状態から前記遊技領域を開放させる開放状態にし得る遊技機において、前記閉鎖状態における前記透明板の背面と接触する弾性片が前記内レールの前端部に沿って設けられており、前記弾性片は、前記発射案内通路の上流付近の範囲では前記透明板の背面と接触せず、前記発射案内通路における前記上流付近の範囲を除く上流位置から前記遊技領域の下方となる下流位置に亘る範囲で前記透明板の背面と接触するよう設けられていることを特徴としている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技領域が形成された遊技盤と、前記遊技盤が設けられた本体枠と、前記遊技領域に向けて遊技球を発射する発射装置と、前記発射装置にて発射された遊技球を前記遊技領域の上部側に誘導するように前記遊技盤の盤面に立設され、所定空間を介して対向する外レールと内レールからなる発射案内通路と、前記遊技領域を視認可能な透明板が保持された前面扉とを備え、前記本体枠の前面に前記前面扉が開閉可能に取り付けられることにより、前記発射案内通路と前記透明板の背面を対向させる閉鎖状態となし、かつ、当該閉鎖状態から前記遊技領域を開放させる開放状態にし得る遊技機において、

前記閉鎖状態における前記透明板の背面と接触する弾性片が前記内レールの前端部に沿

って設けられており、前記弾性片は、前記発射案内通路の上流付近の範囲では前記透明板の背面と接触せず、前記発射案内通路における前記上流付近の範囲を除く上流位置から前記遊技領域の下方となる下流位置に亘る範囲で前記透明板の背面と接触するように設けられていることを特徴とする遊技機。

【手続補正3】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図8】

